

沖縄の青年団運動と米軍基地

山城千秋

The Youth Movement against U.S. Military Bases in Okinawa

Chiaki YAMASHIRO

(Received October 1, 2014)

April 28, 1952, Japan finished the World War II with the Allies, and regained sovereignty by the entry into force of the San Francisco Peace Treaty. On the other hand, Japan has acknowledge that to put in the trusteeship of the United States the Ryukyu Islands and Ogasawara Islands by Article 3. 20 years until the 15th May 1972 that the administrative rights are returned to Japan, Okinawa was under the control of the U.S. military.

60 years has passed from the Peace Treaty, and 40 years from returning to fatherland, Japan, we must rethink about what was the “return to Japan,” and what is the root of the problem of U.S. military bases of Okinawa to continue stationed unchanged during this time. This paper focuses on the youth movement of Nakagami-gun, Okinawa, and portrays the real image of the youth group movement against the U.S. military. Then I would question the contemporary difficulties and challenges of youth group that struggle with the U.S. military bases.

Key words : youth movement, “return to Japan”, under the control of the U.S. military

1. 沖縄問題の根源を問う

(1) 本稿の問題意識

戦後沖縄の歴史は、米軍支配から始まった。日本からの分離、米軍による支配という沖縄の経験は、日本各地における戦後の歴史的歩みと異なる独自性があった。そのため、沖縄住民による生活を守る闘いもこうした条件に規制されて展開した。

1952年4月28日、対日講和条約の発効により、日本は連合国との戦争状態を終了し、日本国民の主権を回復する一方、第3条によって、南西諸島や小笠原諸島をアメリカの信託統治に置くことを了承した。その施政権が日本に返還される1972年5月15日までの20年間、沖縄は米軍支配下にあった。

講和条約から60年、祖国復帰から40年の節目を過ぎ、改めて「復帰」とは何だったのか、この間も変わらずに駐留し続ける米軍基地の問題の根源とは何なのか。本稿は、米軍基地が集中する沖縄島中頭郡の青年団運動に着目し、米軍と対峙し、闘争を繰り広げた青年団運動の実像を描き出し、米軍基地の中の青年団が抱える困難と課題を問う。

中頭郡下の青年団は、広大な米軍基地と隣り合わせの生活であるが故に、沖縄の他地域とは異なる生活闘争を展開せざるをえなかった。それは、日常的に起こ

る米兵による婦女暴行や事件・事故に対処し、そして軍雇用員の立場で復帰運動に参画することの矛盾を抱えながら、米軍という為政者に対して、生活防衛のための集団闘争を行ってきた、ということである。このような理不尽な土地接収や事件・事故に直面し、市町村青年団だけでは対応できない問題は、上位組織である中頭郡青年団協議会でさらに結束・団結し行動することを可能としてきた。

沖縄の青年団運動には、悲惨な戦争体験をくぐり、焦土と化した集落を復興し、米軍支配下における土地収奪・人権侵害等に対しても果敢に闘ってきた歳月があった。なかでも地域単位における青年団の役割が重要であったし、特に米軍基地と隣り合わせの中頭郡の青年団では、基地問題を解決する「復帰」は切実な生活課題でもあった。青年たちの復帰闘争は、米軍基地という生活課題を解決する学習であり、手段でもあったのである。

本稿では、沖縄問題の根源である米軍基地の問題を「基地の青年会」と呼ばれた中頭郡市町村の青年団運動の史実を元に検討する。復帰闘争に携わった青年団関係者への聞き取りと関連資料、新聞資料等をもとに、基地問題の解決を復帰闘争に託した青年たちの運動を今日的に解釈を試みたい。その青年たちの闘争は、それ自体が「生活課題解決の学習」の要素をもつと捉え

る。具体的には、具志川村（現うるま市）とコザ市（現沖繩市）の青年団を対象とし、時代区分としては、対日講和条約が発効する1952年頃から沖繩県祖国復帰協議会が結成される1960年までの期間とする。この時期は、各地の青年団が組織化される頃であり、米軍の沖繩政策が確定し、基地拡張による土地の強制接収と島ぐるみ闘争、そして復帰運動の初期闘争が見られる。米軍と沖繩住民が最も激しく批判・抵抗を繰り返した時期であるといえ、本稿が問題関心をもつ時代である。

(2) 基地問題と社会教育

沖繩における米軍基地の問題は、国策の安全保障・日米安保条約上、政治的な性格をもち、かつ政府主導で展開してきた。そのことが、沖繩問題を日本国民全体の問題として捉えることを困難にし、国家の安全のためという大義によって、長年沖繩に過大な基地負担を強いてきた。

安全保障は「お上がなんとかする」と国家に依存する社会ではなく、国民自らが問題解決の主体となって、社会をよりよいものに変えていく、その一助を学習で支えるのが社会教育の役割であるとするならば、沖繩問題の解決も学習と運動によって図られるのではないか。社会教育の歴史のなかでは、平和や環境、持続可能な社会と人間らしい生き方を保障するために、こうした民衆運動を支援し、運動を励ます役割を担ってきた。たとえそれが国策である安全保障問題や昨今のエネルギー・原発問題、環境問題であろうと、社会教育は生活者の視点からそれらをただす学習活動や民衆運動、労働組合運動がもつ教育の可能性を追求してきた。

ところで、戦後における沖繩の民衆運動が、対日講和条約以降に本格的に始まる米軍基地建設に反対する「島ぐるみ闘争」から始まったとするならば、その運動は祖国復帰運動を経て、復帰後の脱基地化運動へと展開し、そして今日の普天間移設問題まで半世紀以上も続いていると捉えられる。復帰後における沖繩の基地問題は、1995年の少女暴行事件を契機に「10.21県民総決起大会」が開催されて以降、問題が起こるたびに県民大会が開催されてきた¹⁾。

こうした島ぐるみの民衆運動は、異民族統治下では「強烈な民族運動はない」（プライス勧告）と考えていた米軍の支配に影響と政策の転換を迫り、祖国復帰を実現させる原動力となったし、今日においても、日本政府の強権的な安全保障政策に全県民の総意として「ノー」を突きつけてきた。

筆者は、これまで沖繩県青年団協議会という全島組織を中心に、青年による復帰運動の全体像を描き出すことを試みてきた。そのなかで、沖繩戦後史の特徴で

ある米軍基地建設とそれに対する住民の根強い闘争について、全島的な視点で俯瞰的に描くのではなく、米軍基地のフェンスのそばで暮らす青年たちの日常的な活動からできる限り詳細に検討しなければならないという課題意識を持つに至った。

ところが、郡・市町村青年団に関する資料や記念史等は多くが散逸し、当事者も高齢化し、証言の聴取も難しい状況になりつつある。米軍支配27年、復帰42年の歴史のなかで、「基地の青年会」も変わりつつあり、基地を問題視する以前に、基地が身近で当たり前の存在となってしまったのも事実である。しかし、戦争と結びつく基地がある限り、平和で安全・安心な生活を保障しないことは、過去の歴史から明らかであり、解決されなければならない問題である。

2. 沖繩の基地問題の歴史

沖繩の基地問題を理解するために、米軍基地をめぐる民衆運動の大きな二つのうねり、一つは、1956年にピークを迎えるプライス勧告と島ぐるみ闘争、二つに1960年以降の祖国復帰運動について触れておきたい。

米軍は1945年6月末までに沖繩島とその周辺の島々を占領し、その後の日本侵攻作戦のための基地建設がなされつつあったが、8月の戦争終結によって建設が一時中止となった。1946年7月、軍政が海軍から陸軍に移管されたが、米本国で沖繩の将来設計が決まらない状況が続き、沖繩占領米軍も場当たりに住民を支配していた。

1948年、朝鮮半島に社会主義国ができ、1949年、中国革命の成功が決定的になったとき、沖繩は「防共の砦」として位置づけられ米軍基地の建設が本格化した。そして1950年の朝鮮戦争のさなかに構想された対日講和条約第3条で沖繩は日本から分離された。米軍が沖繩に駐留する理由については、プライス勧告によれば、①戦争による勝利、②対日平和条約、③平和条約とその付随する取り決めに関連する米国政府の政策等のためであり、さらに特別な軍事的目的として「琉球列島においては吾々は政治的支配権をもっており、また同島には挑戦的国家主義運動がないので吾々は長期にわたって極東-太平洋地域にある沖繩に基地を持つことができる。ここでは吾々が原子兵器を貯蔵または使用する権利に対して何ら外国政府の制限を受けることはないのである」としている。

(1) 島ぐるみ闘争

日本が独立し、本土ではもう戦後は終わったという

言葉が聞かれ始めた頃、沖縄では、島ぐるみの軍用地
 接收反対運動に立ち上がっていた。占領後 10 年にしてはじめて、米軍支配に対峙する全島規模での民衆闘争の登場であった。それは、1956 年 5 月の住民側の「土地を守る 4 原則」²⁾ を踏みにじったプライス勧告の発表をきっかけに、沖縄全域に爆発的な勢いで広がった民衆運動のことをさしている。

米軍は演習地や補給用地、倉庫群などの用地として、次々に集落と農地を強制的に接收した。特に現在の宜野湾市の伊佐浜の田園地帯と、伊江島では集落ごと破壊され、大規模な土地接收が行われ、多くの人たちが武力によって住処を奪われた。これらの様子は「銃剣とブルドーザーによる土地接收」と言われ、米軍の強権の代名詞となっている。また対日講話条約締結以降、軍政府は沖縄の本土復帰を唱える団体や個人、運動を弾圧し、さらに米軍兵による事件が相次いだことから、住民には反米感情が高まり、圧政に対する不満とともに、またたくまに青年団などの教育団体や福祉団体を含むあらゆる組織・階層を巻き込みながら、米軍に対する批判・抵抗運動として島ぐるみに展開した。

結局この闘争は、①軍用地料を 1956 年段階の評価の 2 倍に引き上げる、②使用料の支払いは原則毎年払いとするが、希望者には 10 年分の前払いをする、などで一応の決着をみた。ちなみに、1995 年の米兵少女暴行事件を契機にした沖縄闘争も「第二の島ぐるみ闘争」と呼ばれている。

(2) 祖国復帰運動

祖国復帰運動は、1951 年 4 月、沖縄県青年連合会を母体とする日本復帰促進青年同志会と、社大・人民両党を中心とする日本復帰促進期成会が、祖国復帰を求めて県民署名を集めて陳情行動を展開したことを発端に始まった。1953 年には沖縄諸島祖国復帰期成会(屋良朝苗会長)が発足し、第 1 回沖縄諸島祖国復帰総決起大会で、復帰を県民的要求へと高めた。

その後、米国民政府の干渉で期成会は解散に追い込まれるが、土地闘争や主席公選要求などで運動は継続した。1960 年 4 月、沖縄県祖国復帰協議会が統一組織として発足し、戦後の民衆運動へと発展する。復帰協結成 1 周年の 1961 年 4 月 28 日、第 1 回祖国復帰県民総決起大会には 28 団体、68,000 人が参加した。翌 1962 年には、東京で沖縄返還要求国民大会が開かれた。

1963 年、北緯 27 度線上の辺戸岬沖で海上集会を開催し、1968 年には本土側 1,000 人が参加した「沖縄の即時無条件全面返還・核基地撤去を要求する国民大会」が那覇市内で開かれた。「核も基地もない完全復帰」をめざした復帰協は 1977 年 5 月に解散し、運動は閉

じられた。

復帰運動は、米軍の弾圧対象となり、布令によって教職員組合や全軍労などの活動を妨害することができたが、青年団は、仕事・職場とは別の立場で闘える運動体であったために、重要な担い手であった。青年のなかには当然教員や軍雇用員も含まれており、青年団は各種団体をつなぎ、重なり合いながら運動できる立場にあったのである。

なお図 1 は、1966 年当時に原水爆禁止沖縄県協議会がつくった沖縄の米軍基地の所在地である。本稿で取り上げる中頭郡具志川村とコザ市は、嘉手納基地、キャンプ・コートニーが所在する自治体であり、現在も使用されている。

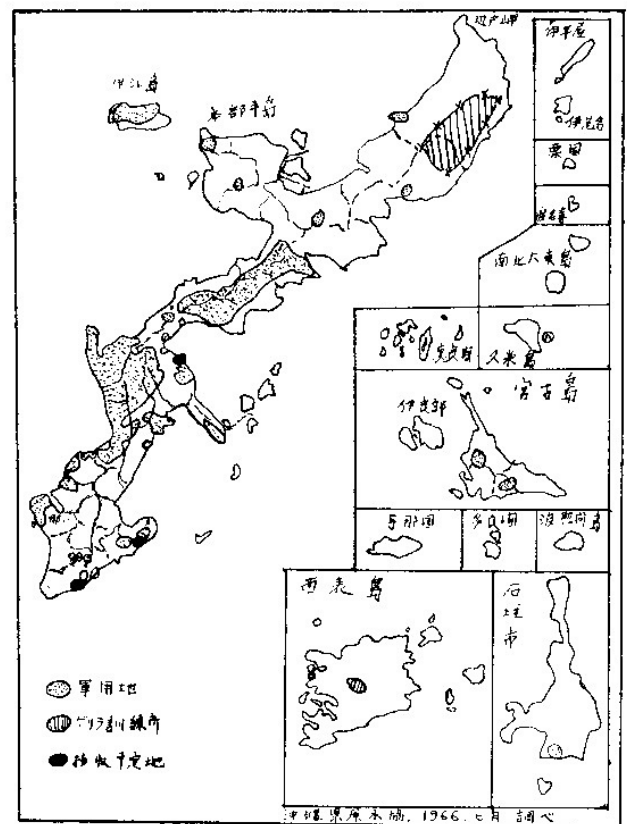


図 1 沖縄全島米軍用地地図(1966 年)

3. 中頭郡市町村青年団と米軍基地

戦後の中頭郡は、収容所や海外引き揚げから戻っても土地を米軍に接收され、元の集落に戻れないいわゆる「戦争難民」で溢れかえった。土地を奪われたために農業さえもままならず、仕方なく軍作業に携わりながら生計と集落復興を支えた。

基地と隣り合わせの中頭各地の青年たちは、まず米軍兵士から住民、婦女子を守るために自警団を組織し、治安維持にあたることから活動を始めた。万一兵士の

侵入があれば、鐘を鳴らし、銃剣をもった侵入者を追い払うなど、命がけで治安活動にあたった。青年たちの自主的な自警活動をはじめ、食糧確保のための生産活動、公民館建設などの活動は、集落再建の原動力となり、青年会活動の基盤づくりと連動し、各村内の集落に青年会が結成されるようになる。

以下において、市村青年会結成後の米軍基地からもたらされる被害や問題に対して、青年たちの課題解決の学習と運動を考察する。

(1) 具志川村の青年団運動と米軍基地

具志川村は、1945年4月、金武湾方面から上陸した米軍によって天願棧橋と港がつくられ、天願に海岸基地を設け、その周辺一体を食糧補給場として広い範囲にわたって柵を張りめぐらした。また川崎に陣地、栄野比に軍政府を設け、付近一帯を米軍基地と化した。平良川のように基地の街となって、仕事を求めて多くの人が集まる地区がある一方、高江洲のような純農村があったりと、青年の生活環境が異なるために、青年会活動が全体的にまとまりにくいという課題をもっていた。

そこで、村全体の青年会として1948年に村青年連合会が結成され、28行政区、会員1,183名を擁する団体となった。主に生活を高める活動、社会活動を推進し、1953年には教養講座、弁論大会、討論会、排籠球大会、野球大会、卓球大会栄養料理講習会、生活改善調査、世論調査、具志川村迷信調査などに取り組んだ³⁾。

具志川の青年たちは自らも米軍基地を抱え苦しい状況にありながらも、同村昆布青年会では、1953年から始まった伊江島の土地接収に対して、以下のように「昆布青年会の汗の結晶2,000円を伊江島区民へ」として義援金と激励文を送っている。沖青連の呼びかけに応えたもので、こうした各地の青年たちの支援が、米軍の抑圧に苦しむ人々を支えてきたのである。

沖青連では各市町村部落青年会に呼びかけて、伊江島住民救済募金運動を展開して各地で相当な成果をあげているが、4日前原地区具志川村昆布部落青年会会長大城徳一さん外3名の幹部が沖青連を訪れ同部落青年会会員60余名が去った日曜日の農耕作業奉仕で得た利益金2,000円と激励文を伊江島の住民に届けてくれるよう依頼した。沖青連では、早速激励文を政府前の陳情団に手交、2,000円の寄付金は青連の保管他の地区からの募金とまとめて伊江島に送ることになったが、汗の結晶である2,000円の寄贈は関係者を感激させている⁴⁾。

米軍基地を抱える自治体では、その多くが基地関連の雇用に携わっている。具志川村も例外ではなく、そうした労働環境が青年会活動にも影響を及ぼしている。江洲区青年会は、会員の7～8割が民間会社や軍作業に勤めているため、職場の違いからとすればバラバラになりがちで、他の農村と違い仲間づくりに苦労していた。また、青年会員の多くが中学校卒であり、新しい社会で生きていくには青年らしい教養を身につけたいという青年の学習要求もあった。そこで、青年会活動が不活発になる原因を「仲間づくりの難しさ」にあると捉え、江洲区では1958年から青年学級に取り組みはじめた。その様子については、以下のように記されている。

学習は主に社会科と英語でそれぞれ月4単位ずつ、月に2日を学習日と決めてそれぞれ各学科2時間ずつ勉強することになっている。講師には中学の先生や軍作業員で英会話の上手な人を招いているが、学校卒業後すっかり忘れていた学習を再び始めることによって社会的に大きく目が開けるばかりか家に帰って勉強を続ける気にもなり「本を読む生活」という面からも大きくプラスしている。青年学級を通じて、読書欲も旺盛になり石川文化会館の巡回文庫を利用したり、自分たちで本を出し合い青年文庫をつくるなど、最近では大きな進歩をみせている⁵⁾。

同区の青年学級は、仲間づくりに大きな役割を果たしたものの、学習活動になじめない会員のためにスクエアダンスや社交ダンスも取り入れるなど、多くの青年が関われるように努力したことで、農繁期には青年たちが集落の協同作業をひきうけるまでになった。

ところで、時代は沖縄返還前のことになるが、1970年5月30日、具志川市上江洲で下校中の女子高校生が米軍人に襲われ、瀕死の重傷を負うという凶悪な事件が起こった。その2日前には、浦添市屋富祖の第二兵站部隊内で出勤途中の女子従業員に対する米軍人の暴行事件が発生したばかりであり、相次ぐ米兵による事件に県民の怒りが渦巻き、基地撤去の声が一気に高まった。

翌31日には、陸軍通信隊ゲート前で上江洲区民をはじめ前原高校生徒、市民ら2,500人が参加して抗議集会が開かれた。市青連会長の田場盛順氏も事件と米軍を糾弾する訴えを行い、青年代表として怒りの声を上げた⁶⁾。その後も6月2日には県高教組が米民政府前で抗議集会、3日には前原高校で同校生徒会による抗議集会(3,000人参加)、6日には同校で県民大会(主催者発表12,000人参加)が開かれた。立法院本会議

は6日「米軍人による女子高校生刺傷事件等に対する抗議決議」を全会一致で採択した。

基地被害は、日本への「復帰」が決まった後であっても、社会的弱者へ向けられた。そして、事件が起こるたびに抗議集会を開催するが、問題の根本となる基地が除去されない限り、島ぐるみによる生活防衛にも限界をもつと言わざるをえない。

(2) 基地の街・コザの青年団運動

中頭と言えば「嘉手納基地とコザの街」というように、嘉手納基地は東洋最大の飛行場とされ、ベトナム戦争時には嘉手納飛行場を拠点としてB52が北爆を繰り返した。コザ市は、嘉手納基地に隣接する街で、沖縄最大の基地の街である。当時は白人街と黒人街に分かれ、米軍人相手のAサイン業や質屋、賃貸宅業、土産品店などで賑わった。この「嘉手納基地とコザの街」は、米軍支配下の沖縄を象徴しているが、その華やかな占領地の裏には、土地を奪われた人々が狭隘なコザの街で生きざるを得ない状況をつくりだしているのである。

越来村青年会は、戦後復興期の1947年に、27、28歳の青年たちが中心となって発足した。会では、文化活動を手始めに村内の政治、社会問題を積極的にとりあげ、村内の民主化を図る大きな役割を果たした。1956年に越来村からコザ市に昇格すると、コザ市青年連合会と名称を改め組織活動を始める。その間、「基地経済に依存する業者や村からいろいろと圧迫があり、市青連はゆきすぎだという批判」⁷⁾を受けながらも、青年の生活と権利を守るための運動を展開してきた。

コザ市に昇格した年に、第1回コザ市主催の「全島エイサーコンクール」がコザ小学校で開催され、その後祭り形式に変更されてから今日に至るまで、エイサーを踊る青年会の目標の舞台となっている。1960年の第5回コンクールでは、園田青年会が初めて市内の青年会として優勝し、「全沖縄のエイサーに一つの紀元を画したもの」として、園田青年会を評した。その園田をはじめ山里、嘉手納町の千原の三つのエイサーは、もともと戦前の屋取(ヤードゥイ)集落の住民が踊っていたもので、基地接収によって集落が消失し、移動を余儀なくされた住民たちが伝承した。つまり「基地に追われたエイサー」⁸⁾なのである。

今日の沖縄市に農村の姿形を探すのは難しいが、1950年代の越来村山内青年会では「張り切る農村青年 山内区」として、以下のように青年会活動が紹介されている。

越来村山内区青年会では全会員を挙げて農道復興

工事に従事し一万円の資金をつくりあげたがこの資金は会の発展と会員教養費として図書購入新聞購読料、村青年会費等にふり向けているが、近く会員中の努力者に感謝状を贈るなど全会員協力して農村復興へ邁進を誓っている⁹⁾。

一方で、1956年のセンター区では、区の発展をめざして青年会と婦人会の結成が急がれていた。センター区は、1950年にまだ開放されていなかった八重島区が軍用地から開放されて、ビジネスセンター建設地として町づくりがはじまったばかりであった¹⁰⁾。そして同年7月8日に、センター区青年会の結成会がコザ小学校で開かれた。これは同区に居住する青年たちを青年会に加入させることによって会員相互の親睦、知性の向上、体育の向上などを図ろうとして持たれたもので、約70名の同区居住青年が参集したという。

12区青年会の連合体であるコザ市青年会は、四原則貫徹の島ぐるみ闘争についても、青年の立場から行政に対して、抗議行動を行ってきた。1956年7月、当間重剛那覇市長が米人記者に「条件付きなら一括払いは必ずしも反対ではない」と語ったことが放言問題となり、「四原則貫徹」という線の一つにまとまっていた県民の意志をみだすものとして、各方面から批判の声があがった。これに対しコザ市青年会(高宮城清会長)でも当間那覇市長退陣要求決議文を那覇市長に提出と同時に泉那覇市会議長にも申し入れを行い、首里青年会に対しては激励と退陣要求に応じない場合の署名運動を提起し、市民の世論に訴えようと要請した。当間市長への決議文は以下の通りである。

いまや私たち全県民が四原則貫徹の旗印の下に団結し一大民族運動を展開しているとき、闘争相手たる米国の放送記者に貴殿の談話は貴殿が首都那覇市の市長であるという地位であるが故に全県民と全国民を不安に陥れた。今後如何なる弁解によっても打ち消すことの出来ない県民に対する侮辱である。私達がかかる重大な時期にはなおさら貴殿のような売国奴的言動をする人を県民の指導的地位におくことを許せず貴殿の退陣を要求する。

【決議】県民の声を聞き早急に那覇市長を辞めてもらいたい▽貴殿が土地守る会の会長をつとめることは県民の不安の度を深めることになるので早急に那覇市土地を守る会の会長を辞め、一個人の立場で四原則貫徹の運動に参加してもらいたい¹¹⁾。

コザ市青年会では、さらに同年9月16日に同市青年会館で「四原則貫徹青年大会」を開催し、会員相互

の意見発表に続いて宣言の決議を行い、沖青連、中央土地を守る会、琉大学生会への激励文を送るとともに、比嘉眞一コザ市長（市土地を守る会会長・オフリミッツ対策委員長）がオフリミッツ対策委員会で取った事項に対し強く抗議した¹²⁾。その後市長から「一部青年の行き過ぎの行動」として反論が示されたが、両者は歩み寄ることなく意見が対立したままとなった。基地・米軍人に頼る経済を封鎖されると、立ちゆかなくなる基地の街・コザの実態が浮き彫りとなった。このような基地経済を封鎖する米軍によるオフリミッツは、復帰後も繰り返され、そのたびに基地周辺の生活へ経済的打撃を与えてきた。

1952年の日本青年団協議会の『沖縄派遣代表団報告書』には、コザ市青年会との懇談会の記録が残されている。それによると、「コザ市の女子青年及び青年の大半が土地接収に依って離農を余儀なくされ軍作業に従事している。又、女子青年の80%が軍関係のメイド（女中）であり約1,200名である」として、低賃金・長時間労働によって、青年団活動にも支障をきたしていると記録されている。その結果「沖縄における青年の職場は不安定であるばかりか、人権も生活権ほとんど無視されて、青年の自主性や希望でさえ失われようとしている」と結論づけている。

華やかに見える基地労務者の雇用契約は、個人契約のため行政府の保障もなく、労働者に認められている団結権や交渉権も法令、布令によって圧殺されている。それでも青年たちは、基地で働かざるを得ない矛盾を抱えながら、CICの監視を気にしつつ、日々の青年会活動を行っていたのである。

4. 中頭郡青年団協議会と米軍基地

中頭郡青年団協議会は、石川地区青年会、前原地区青年会、胡差地区青年会代表が会合し、郡団組織の組織化が検討され、1957年5月18日、コザ市園田地区の園見劇場で結成大会がもたれ、初代会長に花城清英氏（胡差地区青年会副会長）が就任、中頭郡青年団協議会が始動した。

中頭郡青協の特徴は、会員のほとんどが米軍関係の仕事に従事しており、そのため労働者としての権利が剥奪されて、労働運動も労働組合も結成できない状態にあることであった。郡青協としてもこの問題をあらゆる角度から検討を行うなかで、必然的に青年の生活と権利を守る闘いが組み立てられてくることになったのである。

米軍基地を抱える郡組織として、中頭郡青協はまず何よりも青年の労働者としての権利を勝ち取るために

①軍労働法一括払いの撤廃、②集成刑法の反対運動、そして③石川ジェット機墜落事故の被害者補償の問題や原水爆禁止平和行進などの平和運動に取り組んできた。これらは、他の郡青協には見られない、米軍基地があるが故の運動であり、平和を守り、青年の生活と権利を闘い取り、差別に対する組織的な闘いでもあった。

(1) 軍労働法と一括払いの撤廃を叫ぶ

1950年代から米軍基地建設が本格化してくると、建設現場などからは劣悪な労働条件に対して自然発生的に労働争議が起こり、その過程で労働法制定の要求が出された。そこで琉球立法院は、急いで立案に着手し、1953年7月に労働組合法、労働関係調整法、労働基準法の労働三法を可決した。ところが公布直前の8月18日、突然米国民政府布令第116号「労働基準及び労働関係法」が公布され、基地関連の事業所に雇われている労働者には、民立法の労働法は適用されないとした。つまり沖縄の労働者には、民間では労働法、軍労働者は軍布令が適用されるといった二重の制度が存在することになった。

軍関係者に適用される布令116号のねらいは、軍労働者の集団的労働関係を厳しく規制することにあった。法の如何に関わらず、軍関係の労働に従事する場合は、①軍の都合によりいつ解雇されてもかまわない、②軍を誹謗中傷したり、機密をもらしたりはしない、③祖国復帰運動の組織をふくめ、一切の団体組織に加入しない、などのような規制と誓約書を設けており、軍の意のままに労働者を扱うことが意図されていた。

基地で働く青年が多い中頭郡では、すぐにこの問題が市町村の幹部研修会の中でも問題になり、会長会で取り上げて討議された。そこで郡青協では、最も大きな障害となっている布令116号の撤廃抗議大会を郡青協主催で開催することを決定し、1958年5月24日、コザ市中の町広場で開催した。

議長団に泉田中頭郡青年会長、中根章沖青協事務局長、玉那覇澄子同常任理事らが選ばれ、6人の弁士が布令116号と同164号（米合衆国土地収用令）に対する意見をそれぞれ発表した。そのなかで、労働法が施行されたものの、軍労働者には適用されず、組合は生まれても団交権も許されないため、こういう布令は撤廃して民労働法への一本化を望むとの意見が出された。また土地問題も住民の反対を押し切って一括払いが強行されており、四原則を守るため、布令164号の撤廃も要求された。そして大会宣言を採択し、立法院、政府への要請決議を決めた¹³⁾。

中頭郡での運動は、沖青協においても組織で解決しようと1959年度の運動方針に「労働法の民立法への

一本化促進」を確定するに至った。そして、青年の生活と権利を守るための組織の強化をはじめ布告、布令の学習がたえず市町村や単位団のなかで行われるようになったのである。

(2) 新集成刑法をめぐる人権侵害

1959年5月27日、宜野湾村で行われた会長会の際に、新布令に関する緊急質問が出たが、執行部では内容が分からないため、30日に党代表や弁護士などを招いて布令23号（琉球列島の刑法並びに訴訟手続き法典）に関する研究会を那覇市民集会所で開催した。検討の結果、今度の布令が単にこれまでの布令を整理したという簡単な問題ではないことが分かり、新刑法が祖国復帰運動や平和運動、労働運動などを弾圧するものであるとして、中頭郡青協では、その内容を全住民に解明し、沖青協と協力して反対運動を展開することを決めた。

研究会で問題になったのは、新布令のうち特にスパイ、扇動行動に対しては死刑に処し、米国政府を誹謗した者は1,250ドル以下の罰金と5カ年以下の懲役を科せられるほか、沖縄人が米国婦人に暴行した場合は死刑にされるなど軍刑が規定されていることである。なかでもスパイ行為の対象となる外国に日本も含まれているため、復帰運動が弾圧されることが懸念された。

中頭郡青協では、6月1日コザ市役所に中頭各市村の青年会代表が集まり、新布令撤回要求の声明を発表し、組織力を結集して反対運動を島ぐるみで繰り広げることを話し合った。その後は、内外に強い反発を引き起こし、集成刑法撤廃協議会が組織され、立法院においても撤廃要請を決議した。日本でも法務省が実情調査にあたり、日本弁護士連合会も「沖縄刑事法特別調査委員会」を設置して調査報告をおこなった。そのなかで、①新刑法は、罪刑法定主義の原則に反する、②沖縄人の日本復帰運動なども最高刑の処罰で処罰される恐れがある、③経済団体施設に対する敵対行為も合衆国軍隊に対する同様の処罰を受けるおそれがある、④沖縄住民の表現ないし政治活動の自由も制限されることなどをあげ、新刑法が「国連憲章や世界人権宣言にも反する」ことを指摘し、反対意見を公表した。

事態の收拾に苦慮した米軍民政府は、改善策を模索しながらも、ついに新法の無期限の延期に追い込まれた。青年会活動のなかで、一人の青年が問題として発言したものが、米軍民政府の人権侵害と差別の実態を明らかにし、悪法を廃案に追い込んだことは、学習に裏付けられた持続的な青年団運動の成果であるといえる。こうした米軍による圧政状況のもとで、沖縄住民の島ぐるみによる復帰運動が強化され、それが1960年の沖縄県祖国復帰協議会の結成をみるに至るのであ

る。

(3) 基地のなかの平和運動

中頭郡青協では、日々米軍基地と対峙しながらも、着実に平和を求め、祖国復帰に向けた運動を展開してきた。郡青協は、原水爆禁止沖縄県協議会の一加盟団体として、沖縄の原水爆と基地を撤去し平和を守る運動や、ジェット機墜落事故の原因究明と完全賠償を求める運動など、基地があるが故にどうしても避けることのできない課題に真っ向から取り組んできた。

1959年6月30日朝10時30分頃、米軍ジェット戦闘機が授業中の石川市宮森小学校に墜落・炎上し、生徒職員約200人余りの死傷者を出した。被害は死者17人（うち児童11人）、負傷者210人（児童156人）、校舎3棟をはじめ民家27棟、公民館1棟が全焼し、校舎2棟と民家8棟が半焼する大惨事となった。この事故を受けて、沖青協、教職員会をはじめ、沖婦連、子どもを守る会、PTAなどの団体が「石川市ジェット機事件対策協議会」を結成し、米軍に原因究明と事故防止対策を強く要求し、救援運動を展開した。米軍側は、速やかな賠償と十分な補償をすると述べたが、補償問題は1年経ってもいっこうに進展せず、ついに政治問題化した。

中頭郡青協では、問題解決のために、中頭各村で石川市のジェット機墜落の実情報告会を行い、郡青協製作のスライドを上映して事件当時の生々しい惨状や負傷者の痛ましい姿を紹介し、米軍に対して適正な賠償を早期に支払い責任を果たすよう訴えた。1960年3月21日の具志川村平良川役所広場で行われた大会には、約300名の聴衆が集まったという¹⁴⁾。また、石川市青連と協力して、事件の賠償早期支払いや祖国復帰を訴える1,000人規模のデモ行進を計画したり、被災者側との懇談会をもち、早期解決できるよう運動を推進した。

原水爆禁止沖縄県協議会の結成に当たっては、沖青協が準備委員長を務め、平和と原水禁を訴えるために1958年8月に結成され、中頭郡青協もその加盟団体となった。翌年8月には、原水爆の禁止と軍備全廃、祖国復帰早期実現の行動を組織した「平和大行進」が初めて実施された。名護-那覇間を一日かけて、各団体から集まった約3,000人が平和行進を行い、沿道からの熱心な声援を受けた¹⁵⁾。

さらに原水協では、1959年11月に青年団を含む民間23団体と共同で「ナイキ阻止県民大会」を読谷村残波岬で大規模に実施した。同大会では、核弾頭を装備できるナイキ実験を行うことは、平和を希求する世界の動きに逆行するとして、あらゆる核兵器を撤去するよう要求し、県民の生命、財産、産業を守るために

ナイキ発射演習阻止を訴えた。

このように中頭郡青協では、原水協の運動にも積極的に力を貸すなど、県民の生活と権利を守る闘いに目を向け、土地問題解決の闘い、原水爆反対とあらゆる分野にわたる青年団運動を展開し、沖縄の将来を動かす組織にまで成長した。

5. 残された課題解決のために

本稿では、対日講話条約発効以降から復帰協結成以前における中頭郡の青年団運動と基地問題の解決方を素描してきた。これらから見えてきた当時の課題と、今日にまで引き継がれている課題について、二つ提起してまとめたい。

まず、なぜこんなにも沖縄に基地が集中しているのか、という問いの前に、特に海兵隊については戦後最初から沖縄に駐留していたわけではなく、岐阜県と山梨県に駐留後、沖縄に移ってきた、そして沖縄に駐留する米軍の多くが日本や韓国から移転した、という史実はほとんど知られていないことがある。日本でも地域問題となっていた米軍基地は、対日講和条約が発効する前に、占領地の沖縄へ集中させ、日本は一部の基地を残して整理縮小を一気に進めたのが事実である。

このことも含めて、一つに復帰運動当時の沖縄の青年団運動は、基地を媒介にした「差別」からの脱却を課題としてきたといえる。日米両政府の沖縄に対する差別的処遇は、これまで考察してきた青年団運動のなかに容易に読み取ることができる。沖縄が望んでいない基地を強制し、差別し続ける構造は、第二、第三の「琉球処分」と捉えられる。

そして二つに、沖縄の基地問題を解決するためには、もう日本の「手段」や「犠牲」にはならないという、意志が問われている。それは「捨て石」、「要石」として日本やアメリカの安全保障のための「手段」や「犠牲」にはならない、という覚悟の問題である。当時の復帰闘争を担った青年たちは今では高齢となり、基地闘争の様相もずいぶんと変わった。しかし、中頭青年団OB会の先輩諸氏は、2012年のオスプレイの強行配備の際、普天間基地ゲート前で反対闘争を繰り広げた。復帰以降も続く今日の基地闘争は、こうした闘い方と沖縄の状況をよく知る世代が力強く支えていることが、途切れることのない基地闘争を可能としてきたといえる。

この二つの課題は、今日に至るまで何ら解決されていない。長きにわたる青年団運動では、身近な生活課題を解決する方策はいくつも蓄積されてきたが、米軍基地の根源となる安全保障の問題は、本来は地域青年

団で対応できる課題ではない。

2014年8月、普天間基地の辺野古への移設工事が県民の総意を踏みにじる形で強行された。これは、島ぐるみ闘争時の米軍と同じ、日本政府による「銃剣とブルドーザー」による強制接収でしかない。

基地問題は、日米の安全保障に関する高次の政治的課題であっても、沖縄では生命・財産に関わる直近の生活課題である。だから、青年団にとってもどうしても解決しなければならない課題なのである。

- 1) たとえば、2009年の辺野古への新基地建設と県内移設に反対する「11.8県民大会」、2010年米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と、県内移設に反対し、国外・県外移設を求める「4.25県民大会」、2012年には保革の対立を超えて島ぐるみの民衆運動を再燃させる10万人規模のオスプレイ配備に反対する「9.9県民大会」、そして2014年には辺野古への新基地着工に反対する「9.20県民大会」が開催されている。また、1978年から実施された「5.15平和行進」は、平和や基地問題を訴える運動として継続されている。
- 2) 1954年4月30日に立法院が全会一致で決議した「軍用地処理に関する請願決議」の中で米政府に要請した四つの原則で、①米軍用地地料一括支払い反対、②土地の適正補償、③米軍が加えた損害の適正賠償の支払い、④新たな土地の取用反対、の意味。
- 3) うるま市具志川市史編さん委員会『具志川市史第6巻 教育編』2006年、p.566。
- 4) 『琉球新報』1955年7月5日。
- 5) 「仲間づくりで向上目指す 江洲区の青年学級 スクラム組んで教養高めよう」『琉球新報』1959年5月5日。
- 6) この事件は、具志川市上江洲青年会長だった徳田米蔵氏の証言から掘り起こしたもので、新聞資料等で事件の全体像を明らかにした。「祖国復帰40年 沖縄青年団運動と復帰闘争を問い直す」TOFAFEC『東アジア社会教育研究』第17号、2012年 pp.106-107 参照。なお、新聞では次のように報道された。「犯人の黒人米兵は上江洲の米陸軍通信隊に所属。生徒を上江洲集落近くで待ち伏せ、サトウキビ畑で犯行。血まみれになり、あぜ道にいた生徒を、農作業中の女性が発見した。米兵は同隊に逃げ込んだが、畑仕事をしていた他の住民が米兵を目撃。呼び掛けで集まった約500人の区民が犯人引き渡しを求めて隊を包囲した。このため米兵が名乗り出、身柄が具志川署から米憲兵隊に引き渡された」(『琉球新報』1970年6月1日)。
- 7) 沖縄県青年団協議会『十周年記念 沖縄県青年団史』1961年、p.506。
- 8) 元沖縄市長の新川秀清氏のことば。『琉球新報』「金口木舌：基地に追われたエイサー」2012年9月15日。
- 9) 『うるま新報』1950年1月13日。
- 10) コザ市『コザ市史』1974年、pp.486-487。
- 11) 「当間市長の退陣要求 コザ青年会も決議」『琉球新報』1956年7月28日。

- 12) コザ市青年会が市長に対して出した抗議文は次のような内容である。「去る8月7日『米合衆国軍人とのマサツをさける』との理由により米三軍によって中部地区の無期限オフ・リミッツが設定され、その解決のためオフ・リミッツ対策委員長としてのコザ市長のとした態度は市青年会にとって大きな遺憾である。説明するまでもなくオフ・リミッツという事は私達の生活につながる大きな問題であるが、四原則貫徹ということもまた、80万県民の将来につながる大きな民族問題であることを忘れてはならない。(中略) そのために『目下日本滞在中の瀬長亀次郎及び帰京した兼次佐一の両氏はコザ市民の代表としては認めないことを宣言する』という声明を発表し私達を裏切った。これに対し市青年会は怒りを覚えるものである。つまりオフ・リミッツの理由から甚だしく逸脱した行き過ぎた市民を無視した声明である。(中略) 人口60万の沖縄本島において20万の人々が馳せ参じた土地協主催の沖縄県民大会において指名された兼次、瀬長両氏こそコザ市民も含めた全県民の代表であり、これを否定した貴殿の売国的声明に怒りを以て抗議するものである」『琉球新報』1956年9月17日。なお、コザ市青年会によるこうした抗議行動は、コザ市史には触れられていない。
- 13) 中頭郡青協による大会宣言と要請決議は、沖縄県青年団協議会、前掲書、pp.300-301を参照のこと。
- 14) 「石川事件の報告会 中頭青協が各地で実施」『琉球新報』1960年3月29日。
- 15) 沖青協前掲書、p.366。